

# 第2期香川県再犯防止推進計画の概要

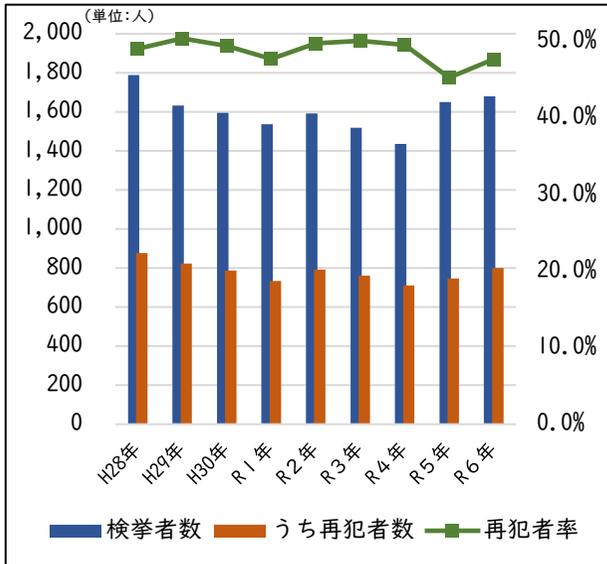
## 計画策定趣旨

香川県では、令和3年度に「香川県再犯防止推進計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、国や民間関係機関、保護司等更生保護に関わる様々な方々の協力のもと、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指してまいりました。再犯防止に関する理解や浸透は一定進んできているものの、県内の刑法犯検挙人員数の再犯者数については、基準年である令和元年を上回るなど、課題も多く残っており、引き続き市町を含めた関係機関等との連携の重要性が、より一層浮き彫りになっています。

こうした中、国は令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定し、様々な機関・団体によるさらなる地域の支援ネットワークの構築、連携の推進が明記されるとともに、国、都道府県、市町村の役割が明確化されました。

本県においても、国が示した方向性を踏まえ、第1期計画での取組を継続しつつ、犯罪をした者等が地域社会で取り残されることなく、再び地域社会の一員となれる環境を整備するため、「第2期香川県再犯防止推進計画（以下「第2期計画」という。）」を策定します。

## ○ 香川県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



県内の再犯者数  
令和元年 733人  
(第1期計画の基準年)

↓

令和6年 801人  
再犯者率は、近年約5割で推移しています。

ここでいう「刑法犯検挙者中の再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のことで、少年を含みます。(触法少年は除く)

## 成果指標

刑法犯検挙人員数の再犯者数を、令和12年までに、基準年の令和6年から20%以上減少させる

基準値 801人(令和6年) → 目標値 640人(令和12年)

## 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

## 計画の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項に基づき、香川県における「地方再犯防止推進計画」に位置付け策定するものです。

## 計画の対象者

本計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設(刑務所、少年院、少年鑑別所等)出所者等、非行少年又は非行少年であった者のうち、支援が必要な者とします。

## 基本方針と重点課題

### (基本方針)

国と連携して施策を推進するためには、目指すべき方向性を合わせる必要があることから、再犯防止推進法の4つの基本理念、国の第二次再犯防止推進計画の5つの基本方針を踏襲し、次の6つの重点課題について、関係機関と連携しつつ、本県の実情に応じた施策を総合的な視点で取り組みます。

### (重点課題)

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進

## 計画の推進体制

学識経験者や、刑事司法関係機関、支援を行う民間団体、行政で構成する「香川県再犯防止推進連絡協議会」において、関係者間の情報共有を通じて、関係機関の連携を図り、再犯防止のための取組を進めます。

## 進行管理

第2期計画の推進にあたっては、「香川県再犯防止推進連絡協議会」において、計画の成果指標や参考指標などの数値を踏まえ、進捗状況を検証・評価するとともに、社会情勢の変化や、国の政策の状況などを勘案し、適宜見直しを行います。